

平成 30 年 4 月 13 日

各 位

三条市長 國定 勇人

### 三条市発注の建設工事における市内企業の活用の促進について

三条市では、かねてから建設工事発注に当たり、地場産業の振興・地域経済の活性化及び市内企業の育成を図るため、市内企業への優先発注に取り組んでおり、工事受注者等へ対しても下請等に係る市内企業の優先採用について要請を行ってまいりました。

入札参加資格者名簿登録者におかれましては、このような本市の考え方について御理解をいただき、本市発注工事の受注に当たっては、次のとおり下請等に係る市内企業の優先採用をお願いいたします。

### 記

#### 1 市内企業の活用促進について

- (1) 受注者は、工事の一部を下請に付する場合には、可能な限り市内に本社・本店を置く事業者(以下「市内企業」という。)の中から下請負人を選定するものとする。
- (2) 受注者は、請負金額 130 万円以上の場合で、市内企業以外の企業(以下「市外企業」という。)と下請契約を締結する場合、市外企業を下請負人として選定した理由を記した「市外企業等下請報告書」を提出するものとする。

#### 2 市内建設資材の優先使用・調達について

- (1) 受注者は、建設資材等を調達するに当たり、可能な限り市内産品等を使用するものとする。
- (2) 受注者は、建設資材等を調達するに当たり、可能な限り市内企業から調達するものとする。

#### 3 対象工事

平成 30 年 4 月 13 日以降に入札公告（随意契約の場合は見積徴収）を行う建設工事